

改正

令和2年3月30日告示第106号

花巻市保育士等奨学金返済支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等入所可能人数の増加を図るため、保育所等に就職した者に対し経済的支援をすることにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を目的に、奨学金を利用して資格を取得し、保育所等に就職した保育士等の当該奨学金の返済に要する額の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 保育士等が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「福祉法」という。）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する大学又は教育法第124条に規定する専修学校の就学時又は在学期間中の経費及び学費に充てることを主な目的として、当該保育士等が本人の名義で借り受けた資金のうち、別表に定めるものをいう。
- (2) 保育所等 次に掲げるいずれかの施設又は事業（市が設置又は行うものを除く。）
 - ア 福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- (3) 保育士等 1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上、保育所等に勤務（幼保連携型認定こども園に勤務する者は、2号・3号認定の保育をする者に限る。以下「保育業務」という。）する保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格を有している者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれ

も満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して保育士等の資格を取得し、かつ、当該奨学金を自ら返済している者
- (2) 補助金の交付申請日において勤務する保育所等に、同日の属する年度の3月末日まで継続して勤務する者で、同年度の翌年度以降も当該保育所等に継続して勤務する意思を有する者
- (3) 保育所等に雇用が開始された日が属する年度が令和5年度までの者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の対象としない。

- (1) この要綱による補助金の交付を受けたことがある者（補助金の交付申請日において次のア及びイのいずれにも該当する者を除く。）

ア 前年度（出産又は育児による休業を取得した期間がある場合は、当該期間の開始日が属する年度の前年度をいう。イにおいて同じ。）に補助金の交付決定を受けており、同年度までの分の補助金の交付対象期間が36月未満である者

イ 前年度に勤務していた保育所等と同じ保育所等に勤務している者（前年度雇用された事業者と同じ事業者保育士等として雇用されている者が、当該事業者の運営する他の保育所等に勤務している場合を含む。）

- (2) 補助金の交付申請日において奨学金の返済を延滞している者

- (3) 奨学金を対象とした他の制度による補助金の交付を受け、又は受ける予定にある者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象者が交付対象期間において返済した奨学金の額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該交付対象期間の月数に1万円を乗じて得た額を限度とする。

（補助金の交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間は、第3条第1項各号に掲げる要件に該当することとなった日が属する月から同日の属する年度の3月まで（第3条第2項第1号アに規定する者にあつては、同月又は同号アに規定する交付対象期間が36月に達する月のいずれか早い月まで）とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定

める期日までに、次に掲げる書類を添えて、花巻市保育士等奨学金返済支援補助金交付（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金を貸し付けた機関が発行する当該奨学金の貸与を証明する書類の写し

(2) 保育士証等資格を証明する書類の写し

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、花巻市保育士等奨学金返済支援補助金交付（変更）・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象期間において返済すべき奨学金を返済した後、市長が別に定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、花巻市保育士等奨学金返済支援補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金を貸し付けた機関が発行する当該奨学金の返済を証明する書類又は当該奨学金の返済の事実を証明する書類の写し

(2) 保育業務証明書（様式第4号）

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、花巻市保育士等奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月30日告示第106号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

(1) 生活福祉資金貸付制度による教育支援資金
(2) 岩手県母子父子寡婦福祉資金(修学資金及び就学支度資金に限る。)
(3) 日本学生支援機構の貸与型奨学金(第一種及び第二種に限る。)
(4) 公益財団法人交通遺児育英会の奨学金
(5) あしなが育英会の専修・各種学校奨学金
(6) 公益財団法人伊藤育英会の奨学金
(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する資金として市長が特に必要と認めるもの